特別清算協定認可

平成２９年（ヒ）第２０８０号

東京都中央区日本橋本町２丁目７番１号ＮＯＦ日本橋本町ビル３階
清算株式会社　ネピュレ株式会社
代表清算人　市山　幹雄

1　決定年月日　平成30年２月20日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

第１条（協定債権）

各債権者及び特別清算会社は、各債権者の特別清算会社に対する協定債権（担保権を有する協定債権を含む）の金額が別紙「協定債権一覧表」記載の通りであることを確認する。

第２条（一般協定債権の権利変更）

1　第１回弁済

⑴　特別清算会社は、一般協定債権者（別紙「協定債権一覧表」の「担保権」欄に「無」と記載する協定債権者）らに対し、一般協定債権のうち、元本及び開始決定日前日までの利息・損害金の合計（以下「元本及び開始前利息損害金」という）については、その15％に相当する額を、本協定の認可決定が確定した日から１ヶ月後の日の属する月の末日限り支払う。

⑵　特別清算会社は、本協定の認可決定が確定したとき、一般協定債権のうち①元本及び開始前利息損害金については85％に相当する額につき、②開始決定日以降の利息・損害金については全額につき、免除を受ける。

2　第２回弁済

特別清算会社は、一般協定債権者らに対し、特別清算会社の全資産の換価が終了し、かつ最終的な弁済ができる状態になったときには、特別清算会社の全資産の換価代金総額から「第４条の共益費及び公租公課等」を除いた残額を、元本及び開始前利息損害金から既に弁済した金額を控除した残額に応じて按分して支払い、右支払の限度で、１⑵の元本及び開始前利息損害金についての免除の効力を遡及的に失わせる。

第３条（担保権付協定債権の扱い）

担保権付協定債権（別紙「協定債権一覧表」の「担保権」欄に「担保有」と記載する協定債権）については、担保権の行使によって弁済を受けることができない債権の部分（以下「不足額」という）が確定したときに、権利変更の対象となり、第２条の定めを適用する。

第４条（共益費・公租公課等の支払）

特別清算会社は、共益費・公租公課及びこれに準ずるもの（以下「共益費等」という）は、協定債権に優先して支払う。

第５条（劣後的取扱い）

特別清算会社は、第２条にかかわらず、下記の一般協定債権者が特別清算会社に対して有する債権については、本協定の認可決定が確定したときに債権全額について免除を受ける。

記

日本政策金融公庫
ＩＭＦホールディングス株式会社
グリーン＆ウォーター株式会社
市山　幹雄

以上

第６条（端数の処理）

一般特別清算債権に対する弁済額の計算において生ずる一円未満の端数は切り捨てる。

第７条（弁済の場所）

本協定による一般特別清算債権に対する弁済（配当）は、特別清算会社の費用負担により、債権者の指定する銀行口座への銀行振込手続により実施する。

（別紙省略）

以上

東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成３０年（再）第７号

東京都千代田区六番町２番地５
再生債務者　株式会社リードライフ・ファクタリング

1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

2　監督委員　東京都港区西新橋１―20―３　虎ノ門法曹ビル７階　リソルテ総合法律事務所
弁護士　今村　　哲

平成30年２月20日

東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（再）第８号

東京都千代田区六番町２番地５
再生債務者　株式会社リードライフ・ファクタリング２

1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

2　監督委員　東京都港区西新橋１―20―３　虎ノ門法曹ビル７階　リソルテ総合法律事務所
弁護士　今村　　哲

平成30年２月20日

東京地方裁判所民事第20部

再生手続による債権者集会招集

平成２９年（再）第３１号

埼玉県所沢市大字新郷204番地２
再生債務者　株式会社国産螺旋管

1　投票期間　平成30年４月10日まで及び平成30年４月18日午後２時30分債権者集会期日

2　債権者集会

⑴　期日　平成30年４月18日午後２時30分

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

平成30年２月21日

東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２９年（再）第３号

埼玉県八潮市中央２丁目６番地13
再生債務者　稲穂建設株式会社

1　決議に付する計画案　平成30年１月24日付け（平成30年２月８日修正）再生債務者提出の再生計画案

2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの

3　債権者集会

⑴　期日　平成30年４月16日午後３時

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

4　書面投票期間　平成30年４月２日まで

5　議決権不統一行使の通知期限　平成30年３月26日

平成30年２月22日

さいたま地方裁判所第３民事部

再生計画認可

平成２９年（再）第１号

茨城県日立市河原子町２丁目６番11号
再生債務者　株式会社大友製作所

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。

平成30年２月21日　　水戸地方裁判所民事部

再生手続終結

平成２６年（再）第１１号

兵庫県三木市平田１丁目12番地５関アパート２－２（開始時本店所在地大阪市住之江区南港中６丁目３―44）（開始時商業登記簿上の本店所在地兵庫県三木市福井２丁目９番31号）
再生債務者　明石運送株式会社

1　主文　本件再生手続を終結する。

2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。

平成30年２月21日

大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成３０年（再イ）第１０号

千葉県市川市富浜２丁目３番25―405号（ウィンズ妙典）
再生債務者　長谷部真弓

1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年３月14日まで

4　一般異議申述期間　平成30年３月28日から平成30年４月11日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（再イ）第１６号

千葉県千葉市美浜区稲毛海岸５丁目４番１―224号
再生債務者　飯島　裕允

1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年３月14日まで

4　一般異議申述期間　平成30年３月28日から平成30年４月11日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係